

## 人権特集 互いに尊重し合い、ともに生きる社会をめざして

私たちの社会や日常生活の中には、さまざまな人権にかかわる問題があります。  
12月4日から10日の人権週間にあわせ、人権について一緒に考えてみませんか。

### 犯罪被害にあうということ

傷害、殺人、詐欺、性犯罪、交通犯罪などの事件や事故は毎日のように起こっています。こうした事件の報道に接したとき、つい被害者に何か落ち度があったのではないか、と考えてしまうことはないでしょうか。また、インターネット上で見かける被害者に関するさまざまなお情報を、真実かどうかをわからぬまま、信じてしまうことはないでしょうか。

犯罪被害者やその家族、遺族（犯罪被害者等）といいます。）は、いわれのない非難や中傷、根も葉もないわざなどに苦しめられることが少なくありません。中には、そのため転居しなければならなくなつた事例もあります。

犯罪被害者等には、こうした非難や中傷ではなく、温かい見守りやちょっとした心遣いなどが求められています。犯罪被害者等の人権について、また、あなたの身近に犯罪被害に遭つた人がいたら、自分に何ができるのかこの機会に考えてみませんか。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュットちゃん」

【この記事に関する問合せは】

市民局人権課へ ☎ 671-3118  
または犯罪被害者相談室へ ☎ 671-3117 ☎ 681-5453

### なくそう！DV

DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、相手を支配しようとする暴力行為です。

国の調査によると、配偶者から暴力を受けたことがある人は約4人に1人、交際相手から受けたことがある人は約6人に1人の大変身な問題です。

パートナーを怖いと感じていませんか。こんなときは、1人で悩まずにDV相談支援センターに相談してください。もしもあなたが身近な人から相談されたら、相談者を責めることはせずに話を聞いて、専門の窓口に相談するよう勧めてください。



【この記事に関する問合せは】

政策局男女共同参画推進課へ ☎ 671-4479 ☎ 663-3431  
またはDV相談支援センターへ ☎ 671-4275 または865-2040

### 12月はいじめ防止啓発月間です

いじめは、どの集団、どの学級、どの子どもにも起こる可能性があります。

いじめ防止対策推進法では、「子どもが何らかの行為を受け、心身の苦痛を感じているもの」は「いじめ」と定義しています。いじめにはさまざまな形がありますが、その多くは大人が気付きにくいもので、周りの大人が子ども一人ひとりの発する小さなサイン（言葉、表情、しぐさなど）を見逃さずに、いじめを早期に発見し、対応することが大切です。

子どものいじめを防止するためには、特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で取り組むことが必要です。また、学校、保護者、地域などが連携、協力して、子どもの人権意識を育むことが、いじめの未然防止や解決には不可欠です。



「想（おもい）相手と心から向き合おう」は  
横浜子ども会議に参加した  
子どもたちがいじめ防止のために  
考案したスローガンです。

【この記事に関する問合せは】

教育委員会人権教育・児童生徒課へ  
☎ 671-3724 ☎ 671-1215

### 高齢者のセルフ・ネグレクトを防ぐ

高齢者のセルフ・ネグレクトとは「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」<sup>\*</sup>とされています。具体的には、必要な食事がとれていなかったり、必要な医療や介護のサービスが受けられていなかったり、極端に不衛生な環境で生活していることが挙げられます。きっかけは、身近な人の死や、認知症をはじめとした病気の発症など、誰にでも起こる可能性があります。自分に必要な助けを求めることができなくなってしまった結果、生命や健康を損ない、孤立死につながるような、本人の人権が守られない状態に陥ることもあります。自分自身の健康維持に努めることに加え、周囲の人たちの気付きも大切です。地域での気付きやあいさつなどの声掛けで、防ぐことができるかもしれません。心配な場合は、居住区の区役所や、近くの地域ケアプラザへ相談してください。

<sup>\*</sup>津村千恵子「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援」  
(高齢者虐待防止研究、2009)からの引用

【この記事に関する問合せは】

健康福祉局高齢在宅支援課へ  
☎ 671-3924 ☎ 681-7789

### 人権啓発講演会／中学生人権作文コンテスト表彰式 世界はひとつ～国籍を乗り越えて～

元Jリーガーでサッカー解説者の宮澤ミシェルさんによる講演会です。

スポーツ・政治・文化などさまざまな国際交流が発展している一方で、社会にはいまだに差別・偏見が存在します。

幼少期、サッカー選手時代と、「国籍」という壁にぶつかり、多くの差別と苦悩を経験してきた宮澤さんが、一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会へつながるよう、エールを送ります。



【日時】 11月25日(日) 13時30分～16時(13時開場)

【会場】 西公会堂(西区岡野1-6-41)

【対象】 当日先着450人

\*手話・筆記通訳・車いす席あり。保育(予約制)、1歳～未就学児)を希望する場合は、11月15日(木)までに問合せ先に連絡してください。



【この記事に関する問合せは】 市民局人権課へ ☎ 671-2718 ☎ 681-5453

## ■ 外国人との共生に向けて

開港以来、海外から多様な文化や考え方を受け入れて発展してきた本市では、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを目指しています。平成30年8月末現在で、市内には約160の国や地域から来た約95,000人の外国人が暮らしています。

平成25年度に実施した外国人意識調査では、約7割が地域活動に参加の意向があるという回答をしています。

地域や学校、職場でイベントなどを行うときは、あなたの周りにいる外国人にも声をかけてみてください。

日本とは言葉も文化も違う国から来た人たちなので、「言葉が通じないかもしれない」「なんとなく声をかけづらい」という気持ちが最初はあるかもしれません。しかし、声をかけ、一緒に行動することは、言葉や文化の違いにかかわらず、互いを理解するきっかけになります。

【この記事に関する問合せは】

国際局政策総務課へ ☎ 671-3826 fax 664-7145

## ■ 性の多様性を認めえる社会へ



自分の心と体の性が一致しないと感じる人や同性愛者などの性的少数者の割合は20人に1人とも言われ、学校や職場・地域の仲間として身近に存在しています。しかし、まだまだ周囲の理解が十分でなく偏見もある中では、自らが性的少数者であることを明らかにすることが難しく、身近にいないように思われるかもしれません。実際には、人の性は男性と女性の二つにとどまらず、多様で豊かなものなのです。

性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をみんなでつくっていきませんか。

本市では、今まさに悩んでいる人への支援を、支援団体の協力を得て行っています。同性を好きになったり、自分の心の性と体の性が一致しないと感じたりすることについて、疑問や悩みがあったら、相談してください。

**よこはまLGBT相談(月2回面接相談、要電話予約)**

面接相談の開催日に関する問合せや予約申込は、

NPO法人SHIP(☎ 594-6160)へ

(水・金・土曜16時～21時、日曜14時～18時)

\*性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよび、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとったLGBTと言われることもあります。

【この記事に関する問合せは】

市民局人権課へ ☎ 671-2718 fax 681-5453

## ■ さまざまな人権課題

アイヌ民族などの先住民族、刑を終えて出所した人、生活困窮者、拉致被害者等、災害に伴う人権問題、人身取引、ハラスメント。皆さんは、こうした人権課題について、考えてみたことはありますか。人権課題は、多岐にわたり広がっています。ほかにも、ひとり親家庭、婚外子、児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで育った人たちなどに対して向けられる差別や偏見のまなざし。事件や事故の加害者の家族などへの好奇の目。また、中区の寿地区(簡易宿泊所)とその地域に居住する人たちに対する差別意識や偏見。賃金の未払い、長時間労働、退職強要等、事業所による労働者への人権侵害など、さまざまな課題があります。

人権は、誰にとっても等しくかけがえのないものです。「私は差別的な見方をしていないだろうか」と一人ひとりが自らに問い合わせてみることが、誰もが暮らしやすい社会につながるのではないでしょうか。互いに尊重し合う寛容さが求められます。

【この記事に関する問合せは】

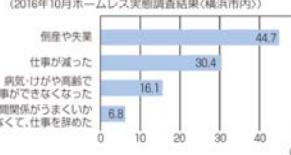
市民局人権課へ ☎ 671-2718 fax 681-5453

## ■ ホームレスの理解について

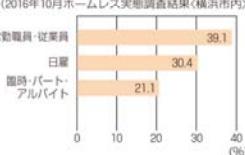
「ホームレス」というと「急げ者」や「自分とは違う人」などのイメージを持つ人がいるかもしれません。しかし、路上生活に至る前は、ほとんどの人が仕事をしていて、失業や病気など予期せぬ理由で路上生活に至ってしまった場合が多いのです。

残念ながら、ホームレスへの偏見をもとにした襲撃行為や嫌がらせはなくなっています。大切なのは、当事者が抱えるさまざまな事情に思いを寄せ、困難な状況にある人たちをどのように支えていかを社会全体で考えていくことです。このようなことが、誰もが生きやすい温かい社会へつながっています。

路上生活に至った理由(上位4位まで)  
(2016年10月ホームレス実態調査結果(横浜市内))



路上生活に至る前の職種(上位3位まで)  
(2016年10月ホームレス実態調査結果(横浜市内))



【この記事に関する問合せは】

健康福祉局生活支援課へ ☎ 671-2425 fax 664-0403

## ■ インターネットと人権

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、必要な情報をすぐに調べることや、世界中の人とつながることができたりするなど、私たちの生活を豊かにしています。その一方で、他人の誹謗中傷や個人情報の無断掲示、差別的な書き込み、無料通信アプリなどを利用したいじめ、インターネットを通じて知り合った人物からの被害などのさまざまな人権侵害が問題となっています。さらに、一度流出した情報は完全に削除することができず、拡散し、長年にわたって被害が継続することで、被害を受けた人や、その関係者の人生にも大きく影響してしまうこともあります。

インターネットは使い方次第で、自分自身が加害者にも、被害者にもなり得ます。そんなつもりじゃなかった書き込みや、気軽な書き込みが、誰かを傷つけたり、自分自身が傷ついたりする事態を招きかねません。インターネットを使う時は、自分自身の意識や行動を常に点検するようにしましょう。



【この記事に関する問合せは】

市民局人権課へ ☎ 671-2718 fax 681-5453

## 私たちに相談してください 一人で悩みを抱えず、まず相談を

① みんなの人権110番(横浜地方法務局)

☎ 0570-003-110 ☎ 641-7926

② 子どもの人権110番(横浜地方法務局)

☎ 0120-007-110

③ 女性の人権ホットライン(横浜地方法務局)

☎ 0570-070-810

①～③の受付日時 月～金曜8時30分～17時15分

祝休日・12月29日～1月3日を除く

④ 外国語人権相談ダイヤル

"Foreign-language Human Rights Hotline"

(法務省・Ministry of Justice-)

☎ 0570-090911 月～金曜(Weekdays)9時～17時

⑤ 人権相談(市民局市民相談室)

☎ 671-2306 ☎ 663-3433

水曜13時～16時:電話予約後、面談での相談

(祝休日・12月29日～1月3日を除く)



⑥ いじめ110番(市教育委員会)

☎ 0120-671-388

毎日、24時間受付

①～④のインターネット  
人権相談受付はこちら

人権特集は12月号へ続きます。